

# 小学校教員資格認定試験 実務に関する証明書（様式）について

## ●出願者の方へ

この用紙の記載内容をご確認の上、証明を依頼する先に「**実務に関する証明書（様式）**」（以下、「**本様式**」という。）と一緒に必ず渡してください。複数必要な場合は、コピー（全ページ）してください。

## 実務に関する証明書（様式）証明者へのお願い

独立行政法人教職員支援機構

文部科学省では、広く一般社会から学校教育へ招致するにふさわしい人材を求め、職業生活や自己研修などにより教員として必要な資質、能力を身に付けた方が教員免許状を取得する方策として、小学校教諭二種免許状を取得できる「**小学校教員資格認定試験**」（以下、「**本試験**」という。）を実施しています。試験実施事務は、平成30年度から独立行政法人教職員支援機構が行っています。

本試験では、試験科目の一部免除事由として、幼稚園教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状を有した後、当該学校等※における教員として良好な勤務成績で3年以上勤務した者（実労働時間の合計が4,320時間以上である場合に限る。）と定めています。

試験科目の一部免除を申請した出願者に対し、上記の免除要件を確認するため、**実務に関する証明書（様式）**の提出を求めています。

本試験の出願者から証明依頼があった場合、証明者は、2ページを参照の上、証明書を交付していただきますようお願いいたします。

※幼稚園には、幼保連携型認定こども園及び特別支援学校の幼稚部、中学校には、中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部、高等学校には、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。このほか、少年院、在外教育施設（文部科学大臣が認定したもの）及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構の理事長が認定したもの）の当該課程も含みます。

## <実務に関する証明書（様式）について>

免除申請に必要な年数（3年以上）及び時間数（4,320時間以上）を充足すれば、全ての勤務経験の証明は必要ありません。なお、本様式の勤務経験として算入できる職は、以下のとおりです。該当する職以外（例：教育補助員、学習指導員）は、算入できません。

- ・主幹教諭
- ・指導教諭
- ・教諭
- ・主幹保育教諭
- ・指導保育教諭
- ・保育教諭
- ・講師

※上記に該当する職（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる場合を除く。）であれば、会計年度任用職員や臨時的任用職員等も含め、雇用形態を問わず勤務期間に算入できます。

## <証明者について>

証明者は原則として以下のとおりとしてください。

- ・都道府県立学校・幼稚園の場合：学校長（園長）又は都道府県教育委員会
- ・市町村立学校・幼稚園の場合：学校長（園長）又は市町村教育委員会
- ・私立学校・幼稚園の場合：学校長（園長）又は学校法人の理事長
- ・国立大学附属学校・幼稚園の場合：学校長（園長）又は大学の学長
- ・幼保連携型認定こども園の場合：園長又は設置者
- ・少年院法（平成26年法律第58号）による少年院の場合：法務大臣
- ・海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校・中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものの場合：文部科学大臣（ただし、国公私立学校の教員としての身分を有したまま在外教育施設に派遣された場合、国立大学附属学校の教員については大学の学長、公立学校の教員については都道府県教育委員会又は市町村教育委員会、私立学校の教員については学校法人の理事長）
- ・外国の教育施設又はこれに準ずるもの（前項に掲げるものを除き、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された場合に限る。）の場合：独立行政法人国際協力機構の理事長

※各自治体の担当課の連絡先については、自治体のホームページにてご確認ください。担当課が不明の場合は、自治体の代表電話にお問い合わせください。

### （注意事項）

1. 様式の証明内容に誤り等がある場合には、免除申請の不受理となることがありますので、慎重な確認をお願いします。
2. 勤務期間の「3年以上」は、連続している必要はなく、また、一校のみで満たす必要はなく、教員としての勤務期間を通算できます。
3. 証明者が学校長（園長）の場合は、自校における勤務のみ証明できます。証明者が教育委員会の場合は、所管する複数の学校での勤務を本様式1枚で証明できます。
4. 中学校、高等学校等における免許外教科担任としての勤務も勤務期間に算入できます。